

函館市大学振興・地域水産業創生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市大学振興・地域水産業創生事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、国立大学法人北海道大学（以下「補助事業者）」とする。

(補助対象事業および補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が当該年度内に実施する地方大学・地域産業創生交付金交付要綱（平成30年府地事第246号）に基づき交付金の交付決定を受けたCREEN人材育成事業とする。

2 補助金は、前項に規定する事業に要する経費について、予算の範囲内において交付する。

(申請の取下げ期間)

第4条 補助事業者は、交付規則第11条の規定により交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定に係る通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、文書により市長に申し出なければならない。

(実績報告の期限)

第5条 補助事業者は、補助事業の完了後、当該補助金の交付決定があった日の属する会計年度の3月31日までに、交付規則第17条第1項の規定により補助事業の実績を報告しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。